

# 入札説明書

奈良県広域水道企業団の水道施設で使用する電気の調達に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、下記8の(1)に掲げる者の説明を求めることができます。

1 公告日 令和7年1月7日(火)

2 競争入札に付する調達の内容

(1) 入札物件名

奈良県広域水道企業団の水道施設で使用する電気

(2) 入札物件の内容

仕様書のとおり

(3) 調達期間

令和7年4月検針日から令和8年4月検針日の前日まで

(4) 調達場所

御所市大字戸毛367-2 奈良県広域水道センター御所浄水場 ほか

(5) 入札方法

一般競争入札

(6) その他

詳細については、仕様書のとおりとします。

3 入札方法

(1) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。入札書には入札書記載金額の積算根拠資料(任意様式)を必ず添付してください。積算根拠資料の添付のない入札書は無効とします。

また、総計金額の算定に用いる使用電力料金単価区分は任意としますが、算定に用いた単価で契約します。仕様書に記載の予定使用電力量に基づいて、調達場所における調達期間内の料金の総計金額を算定してください。

デマンド料金制度に用いる最大電力は、仕様書に記載の電力使用実績のうち1年間の最大電力としてください。

なお、燃料費調整額並びに市場調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、入札

価格には加算しないこと。

- (2) 入札は、電子入札システムを利用して行います。詳細は、奈良県会計局総務課の奈良県物品・役務電子入札等システムポータルサイトから確認できます。

ホームページアドレス

[https://www.pref.nara.jp/dd\\_aspx\\_menuid-26215.htm](https://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-26215.htm)

なお、電子入札システムを利用できない場合は、郵便による入札書の提出により入札に参加することができます。

#### 4 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目J2「電気」に登録している者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）

- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中ではない者であること。

- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業者の登録を受けた者であること。

- (5) 令和6年度奈良県電力の調達に係る環境配慮方針に定める基準点を満たす者であること。

#### 5 入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、4で示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

6の(1)の(オ)で示す期日までに、以下(1)で示す競争入札参加資格確認申請を行うとともに、以下(2)の書類を奈良県水道局総務課（8の(1)で示す場所）に提出しなければなりません。

（提出書類に対する確認において書類の再提出を指示された場合は、令和7年2月7日（金）午後5時までに再提出を行ってください。）

また、開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

- (1) 電子入札システムでの申請

奈良県広域水道企業団の水道施設で使用する電気の調達に係る競争入札参加資格申請書（様式1）（以下「入札参加資格申請書」といいます。）を、電子入札システムを利用して

提出してください。

なお、電子入札システムを利用できない場合は、入札参加資格申請書を、奈良県水道局総務課（8の(1)で示す場所）に郵送又は持参により提出してください。

(2) 郵送又は持参による提出書類

上記4の(4)に定める資格があることを証する書面の写し及び約款を定めている場合はその書面の写しを郵送又は持参により提出してください。

## 6 入札日程等

### (1) 入札日程

手続き等	期間・期日	場所・方法
(ア)入札説明書及び仕様書の交付	公告の日から 令和7年1月29日(水) まで	入札情報公開システムによる公開 「奈良県物品・役務電子入札等システム ポータルサイト」 <a href="https://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menu-26215.htm">https://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menu-26215.htm</a>
(イ)入札説明会	実施しません。	
(ウ)仕様書等に関する質問	令和7年1月15日(水) 午後5時まで	電子入札システムへの入力又は入札質問票（様式6）の提出
(エ)質問に対する回答	令和7年1月23日(木) 午後1時以降	電子入札システムによる回答及び奈良県水道局ホームページによる公開 「奈良県水道局ホームページ」 <a href="https://www.pref.nara.jp/7992.htm">https://www.pref.nara.jp/7992.htm</a>
(オ)競争入札参加資格の確認申請	公告の日から 令和7年1月29日(水) 午後5時まで (再提出は、令和7年2月7日(金)午後5時まで)	競争入札参加資格の確認申請及び書類の提出 ・ <u>入札参加資格申請書</u> 電子入札システムへの入力（電子入札システムを利用できない場合は、郵送又は持参による提出） ・ <u>5の(2)で示す書類</u> 郵送又は持参による提出  <書類の提出場所> 奈良県水道局総務課 (8の(1)で示す場所)
(カ)競争入札参加資格確認審査結果通知	令和7年2月17日(月) 午前10時以降	電子入札システム又は通知書による通知

(キ)入札書の提出	上記(カ)の競争入札参加資格審査結果の通知を受けた日から 令和7年2月20日(木) 午後8時まで (郵便による提出の場合、令和7年2月20日(木)まで)	電子入札システムへの入力又は郵便による提出
(ク)開札	令和7年2月21日(金) 午前10時00分から	電子入札システムによる開札

(※) 奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する休日を除きます。

（電子入札システムの利用可能時間は、平日の午前8時30分から午後8時まで。）

(※) 各項目の期限は、電子入札システムの場合、サーバへの電子データ到着期限となります。データが期限までにサーバに到着しなければ、受付したことはありません。

電子入札システムによるデータの送信は一定の時間を要します。上記の競争入札参加資格の確認申請及び入札書の提出等については、余裕をもって行ってください。

## (2) 入札書の取り消し等

提出した入札書は錯誤による取り消しの場合を除き、引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

錯誤による入札を行った場合は、所定の入札書錯誤無効届（様式5）を提出してください。なお、この場合には本案件の入札には以後参加できません。

## (3) 入札回数及び再度入札

入札回数は2回を限度とします。1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札を行う場合があります。

再度入札の開札は、令和7年2月21日（金）午後3時30分から行いますので、電子入札システムで発行される「再入札通知書」を必ず確認のうえ、電子入札システムにより、締切日時までに入札書を提出してください。

なお、再度入札の締切日時までに入札書の提出を行わなかった者は、再度入札を辞退したものとみなします。

## 7 郵便による入札

(1) 電子入札システムを利用できない場合は、入札書（様式2）を郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「令和7年2月21日開札 奈良県広域水道企業団の水道施設で使用する電気の調達に係る入札書在中」と朱書して、令和7年2月20日（木）までに到着するようにしてください。

なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、再度入札を行う場合がありますので、入札書は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書の提出を認めるものと

します。

- (2) 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書（又は入札辞退届（様式3））を別々に封緘し、封書の表面に「令和7年2月21日開札 奈良県広域水道企業団の水道施設で使用する電気の調達に係る入札書（初度入札）在中」又は「令和7年2月21日開札 奈良県広域水道企業団の水道施設で使用する電気の調達に係る入札書（再度入札）在中」（又は「再度入札辞退」）と各々朱書して、令和7年2月20日（木）までに到着するようにしてください。
- (3) 再度入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。
- (4) 封緘された入札書が初度又は再度入札の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。

## 8 問合せ先

- (1) 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問合せ先  
〒630-8113 奈良市法蓮町757（奈良県奈良総合庁舎4階）  
奈良県水道局総務課  
電話番号 0742-20-4621（ダイヤルイン）
- (2) 電子入札システムの操作に関する問合せ先  
電子入札総合ヘルプデスク  
電話番号 0570-021-777  
（平日の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除きます。））  
Email [sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

## 9 契約の手続において使用する言語及び通過

日本語及び日本国通過とします。

## 10 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付するものとします。ただし、奈良県営水道契約規程（昭和42年6月奈良県営水道企業管理規程第6号）第4条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

免除を希望する場合は、入札保証金免除申請書（様式4）を令和7年1月29日（水）午後5時までに8の(1)で示す場所に提出してください。提出は郵送又は持参に限ります。

### (2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県営水道契約規程第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

### 1 1 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 奈良県営水道契約規程第7条に該当する入札
- (2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード（以下「ICカード」といいます。）等を不正に使用して行った入札
- (4) ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用した者の入札
- (5) 入札及び契約締結権限のない者のICカードを使用して提出された入札
- (6) 事前の承諾なく、入札書を紙面等により提出した入札
- (7) コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札
- (8) 積算根拠資料の添付のない入札
- (9) 入札書と積算根拠資料に不整合がある入札

### 1 2 契約書作成の要否等

- (1) 落札者は、契約書を作成することを要します。また、契約書作成に要する費用については落札者による負担とします。
- (2) 落札者は、奈良県営水道契約規程第17条第1項の規定に基づき遅滞なく契約を締結するものとします。

### 1 3 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。  
ただし、上記6の(3)のとおり、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札を行う場合があります。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (3) 再度入札の開札で落札者がいない時は、再度入札で最低価格を提示した者と随意契約を行う場合があります。

### 1 4 調達手続の停止等

- (1) この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。
- (2) 電子入札等を取りやめる必要があると認められる場合は、この調達手続について電子入札システムにより停止等の措置を行うことがあります。

### 1 5 手続における交渉の有無

無

## 1 6 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結しようとしたとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

## 1 7 契約の解除

契約締結後、契約者について16の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、16の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 1 8 契約の成立

- (1) この契約は、奈良県広域水道企業団の令和7年度予算が成立することを条件とします。
- (2) (1)の条件が成立せず契約に至らなかったことにより、契約者に損害を与えたときは、契約者は当該損害の賠償を請求することができます。

## 1 9 予算の減額又は削除に係る契約の解除

- (1) 契約締結後、この調達に係る予算が減額され、又は削除された場合は、契約を変更し、又

は解除することがあります。

- (2) (1)によりこの契約を変更し、又は解除したことにより、契約者に損害を与えたときは、契約者は当該損害の賠償を請求することができます。

## 20 その他

- (1) 仕様書等に関する質問については、電子入札システムへ入力してください。なお、電子入札システムを利用できない場合は、入札質問票（様式6）に必要事項を記入し、次に示す送付先アドレスにメールで送信してください。

・送付先アドレス：suido-somu@office.pref.nara.lg.jp

- (2) システム障害等により電子入札システムを利用できない場合の対応は別途指示します。  
(3) その他詳細については、仕様書のとおりです。